

北港事務所 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託 仕様書

業務名称 北港事務所 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託

履行期限 令和4年3月31日

(総則)

第1条 受注者は委託された業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及びその他関係法令等に基づき、常に発注者と密接な連携を保ち、法令を遵守した誠実かつ確実な業務を行わなければならない。

2 履行期限までに処分も含め本業務を完了すること。

3 本業務は法第12条の5に基づく電子情報処理組織（電子マニフェスト）を使用する。

(排出事業場)

第2条 本契約の対象となる産業廃棄物を排出する事業所は、次のとおりである。

所在地 大阪市此花区夢洲東1丁目地先

事業所名 北港事務所

(取扱品目)

第3条 本契約に基づく収集運搬・処分の対象となる産業廃棄物は下表のとおりとする。

| 種類 | 形状等 | 数量 | 荷姿 | 性状の変化等 | 混合等による支障 |
|---------|-------------------|----|----|--------|----------|
| 廃タイヤ(1) | 11R22.5 ホイル付 | 35 | バラ | なし | なし |
| 廃タイヤ(2) | 11R22.5 ホイル無 | 11 | バラ | なし | なし |
| 廃タイヤ(3) | 175/70R14 ホイル無 | 4 | バラ | なし | なし |
| 廃タイヤ(4) | 265/70R16 ホイル付 | 6 | バラ | なし | なし |

(資格)

第4条 本業務を受注するにあたって、次の要件を満たしていること。

○収集運搬する業務担当

法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業について、次の(ア)を満たす許可を有すること。

(ア) 積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の産業廃棄物収集運搬業の許可

ただし、上記(ア)の許可証において、法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。

- ・廃プラスチック、金属くず

○処分する業務担当

法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物の処分業について、次の(イ)を満たす許可を有すること。

(イ) 当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の産業廃棄物処分業の許可

ただし、上記(イ)の許可証において、法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。

- ・廃プラスチック、金属くず

※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。

(委託する業務範囲)

第5条 委託する業務の範囲は、発注者が排出する産業廃棄物の収集・運搬及び処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

(契約の変更)

第6条 収集運搬・処分量が変更となる場合は、発注者・受注者が協議のうえ契約を変更することができる。

(事故対策と報告)

第7条 受注者は、万が一作業中に事故が発生した時には、直ちに発注者に報告したうえで適正に処置すること。また、処置に要する費用については、受注者が負担すること。

2 受注者は、受注者の責による事故が発生した場合は、書面で報告及び今後の防止策を提出すること。

(契約の解除)

第8条 発注者の解除権により契約が解除された場合において、発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者は、解除された後も、当該産業廃棄物が本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任が免れないことを承知し、残っている産業廃棄物について収集運搬・処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

2 受注者の解除権により契約を解除した場合において、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引取することを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に連絡したうえ、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(作業実施上の留意事項)

第9条 受注者は、本業務における業務責任者（1名）を定め、発注者に通知するものとする。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。

2 収集運搬日程等について、あらかじめ発注者と調整すること。なお、収集運搬日時等を変更する必要があるときは、事前に発注者へ連絡し、発注者と受注者において協議すること。

3 受注者は、事前に収集運搬当日の作業方法等について、発注者と十分協議し実施すること。

4 受注者は、収集作業中は本業務の従事者であることが認識できる作業服もしくは腕章を着用すること。

5 受注者は、作業にあたり事故等のないように細心の注意を払うこと。

(提出書類等)

第10条 受注者は、次に示す書類等の提出及び登録を行うこと。

(1) 発注者が定める業務委託提出書類

受注者は契約後、大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表にて定める書類を提出しなければならない。様式は大阪広域環境施設組合ホームページで入手できる。

<https://www.osaka-env-paa.jp/nyusatsu/yoshiki/itaku.html>

このうち、業務計画書は以下の項目を記載する。

- 1 業務概要
- 2 実施方針
- 3 業務実施計画
- 4 業務工程
- 5 業務組織計画
- 6 打合せ計画
- 7 連絡体制（緊急時含む）
- 8 使用車両等の種類
- 9 安全管理計画
- 10 その他必要事項

(2) 第4条に示す収集運搬業及び処分業の許可証の写し（契約書に添付する。）

(3) 受注者は、産業廃棄物の収集運搬・処分がそれぞれ終了したのち、法で定める期間内に第十三条の二第一項に規定する情報処理センターに登録すること。

(その他)

第11条 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。なお、契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。

2 本仕様書に定めのない事項が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議して定めることとする。

3 業務に必要な機材等は受注者が調達し、その費用は本委託料に含むものとする。

(事業担当)

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課

北港事務所廃タイヤ収集運搬・処分業務委託に係る提出書類

1 電子マニフェストの加入者番号及び公開パスワードは次のとおりである。

【収集運搬】 加入者番号： _____ 公開パスワード： _____
【処分】 加入者番号： _____ 公開パスワード： _____

2 受注者の事業範囲、処分場所及び処理能力は次のとおりである。

【収集運搬に関する事業範囲】

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

【処分に関する事業範囲】

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の範囲： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

【処分の場所、方法及び処理能力】

受注者は委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

【産業廃棄物の最終処分】

委託された産業廃棄物の最終処分は次のとおりとする。

事業所の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

コンプライアンスに係る特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成27年条例第5号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第11条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求の取扱い)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪広域環境施設組合総務部総務課)に報告しなければならない。

※大阪広域環境施設組合総務部総務課
(連絡先：06-6630-3185)

(発注者：大阪広域環境施設組合 受注者：請負者又は受託者)

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱（平成 26 年制定。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、要綱第 2 条第 8 号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から要綱第 13 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本組合監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本組合に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本組合が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

車両使用に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車（乗用車、軽自動車、二輪車を除く）は車種規制適合車等*でなければならない。

※「車種規制適合車等」とは大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」）第40条の14第9項に定める排出基準に適合している自動車及び経過措置対象車をいう。

- 2 荷物又は廃棄物等の輸送に際して、本組合職員が適合車等標章交付請求書のコピー*の提示を求めた場合には、協力すること。

※「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例施行規則第16条の24に基づいて、大阪府に提出した適合車等標章の交付請求書のコピーをいう。

【 再委託に係る特記仕様書 】

- 1 業務委託契約書（經常型、成果物型、長期継続契約用）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 収集運搬業務、処分業務
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪広域環境施設組合競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪広域環境施設組合契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

大阪広域環境施設組合業務委託提出書類一覧表【共通指定様式】

【経常型（契約の目的が行為の給付であるもの）・単価契約・長期継続契約】

（令和元年10月1日 改正）

| 番号 | 書類名 | 提出部数 | 提出期限 | 摘要 | 様式 |
|----|----------------------------------|------|---------------------------|--|-------|
| 1 | 業務着手通知書 | 1 | 契約締結後遅滞なく | | 様式-1 |
| 2 | 業務工程表 | 1 | 契約締結後14日以内 | 業務委託契約書第4条第1項による。 | 様式-2 |
| 3 | 業務責任者通知書 | 1 | 契約締結後遅滞なく | 業務委託契約書第19条第1項による。 | 様式-3 |
| 4 | 業務責任者変更通知書 | 1 | 変更後遅滞なく | 業務委託契約書第19条第1項による。 変更が生じた場合に、変更理由を記入のうえ提出する。 | 様式-4 |
| 5 | 業務責任者経歴書 (当初・変更) | 1 | 契約締結後遅滞なく | 仕様書に定めがある場合に提出する。 該当する本人が記入のうえ提出する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。 | 様式-5 |
| 6 | 「受注者に所属することを証する書面」届出書 (当初・変更) | 1 | 契約締結後遅滞なく | 健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書等により雇用関係が確認できるものの写しを添付する。 変更の場合は、変更後遅滞なく。 | 様式-13 |
| 7 | 職務分担表 | 1 | 契約締結後遅滞なく | 仕様書に定めがある場合に提出する。 | 様式-14 |
| 8 | 内訳明細書 | 1 | 監督職員の指示による | 仕様書に定めがある場合又は監督職員より指示がある場合 ※監督職員が指定する様式により作成 | ※ |
| 9 | 再委託承諾申請書 | 1 | 業務の一部を再委託させようとするとき | 【共通】 業務委託契約書第16条による。 | 様式-16 |
| 10 | 再委託業者通知書 | 1 | 再委託業者契約締結後遅滞なく | 【共通】 業務委託契約書第16条による。 | 様式-17 |
| 11 | 業務計画書 | 1 | 契約締結後15日以内 | 業務計画書の記載内容については、事前に監督員と協議し、承諾を得ること。打合せ時に要する部数を別途用意すること。 | 様式-18 |
| 12 | 業務打合せ書 | 1 | 打合せの都度 | 業務委託契約書第3条による。 発注者と受託者の間で指示等及び協議の内容をとりかわす書面。 | 様式-19 |
| 13 | 貸与品借用書 | 1 | 引渡日から7日以内 | 業務委託契約書第22条第2項による。 | 様式-22 |
| 14 | 貸与品返納書 | 1 | 貸与品返納日 | 業務委託契約書第22条第4項による。 | 様式-23 |
| 15 | 事故報告書 | 1 | 事故発生後速やかに | 業務委託契約書第5条第1項による。 業務履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故報告書を提出する。 | 様式-24 |
| 16 | 履行期間延長請求書 | 1 | 延長の必要が生じた場合。ただし、完成期限14日以前 | 業務委託契約書第28条による。 | 様式-25 |
| 17 | 部分払(第 回中間)検査願 | 1 | 出来高基準年月日以降 | 業務委託契約書第39条第1項に基づき検査を希望する場合。 | 様式-29 |
| 18 | 業務完了通知書 | 1 | 業務完了の日 | 業務委託契約書第36条第1項による。 | 様式-31 |
| 19 | 業務成果引渡書 | 1 | 引渡しの日 | 業務委託契約書第36条第4項に基づき引渡しを行うとき。(※検査合格日) | 様式-32 |
| 20 | 業務委託検査指示事項 処置確認書 | 1 | 処置完了後速やかに | 検査で処置等の指示を受けた場合に作成し提出する | 様式-34 |
| 21 | 請求書 | 1 | 検査合格後速やかに | 業務委託契約書第38条第1項及び第39条第5項に基づき請求する場合。 | 様式-35 |

◎提出期限については、特記仕様書等に定めがある場合を除き、土曜日・日曜日・祝日を含む。

明細書

| 名称 | 数量 | 金額 |
|------------|-----|----|
| 収集運搬費 | 1 式 | |
| 処分費 | 1 式 | |
| 計 | | |
| 消費税及び地方消費税 | | |
| 合計 | | |